

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

- 北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則の一部を改正する規則……………（地域主権課） 1
- 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（障がい者保健福祉課） 1
- 北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則……………（科学技術振興室） 1
- 北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………（水産経営課） 7
- 北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則の一部を改正する規則……………（漁業管理課） 7
- 北海道職員の給与に関する条例附則第47項第1号及び第48項の規則で定める管理職員を定める規則を廃止する規則……………（人事課） 7
- 北海道地方警察職員の給与に関する条例附則第47項第1号及び第48項の規則で定める管理職員を定める規則を廃止する規則……………（警察本部警務課） 8

規 則

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第23号

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則の一部を改正する規則

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則（平成22年北海道規則第50号）の一部を次のように改正する。

第1項中「第8号アからウまで」を「第7号アからウまで」に改め、同項第3号中「第8号、」及びアを削り、イをアとし、ウをイとし、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第24号

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則（平成22年北海道規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第30条の4第2項第12号」を「第30条の4第2項第14号」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第25号

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則

第1条 北海道立工業技術センター管理規則（昭和61年北海道規則第89号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の事項の表38の項及び39の項を次のように改める。

38 高速度ビデオシステム	5,150円	1,650円
39 削除		

別表第1の1の事項の表68の項を次のように改める。

68 走査電子顕微鏡	8,250円	3,350円
------------	--------	--------

別表第1の1の事項の表100の項中「4,900円」を「2,600円」に、「60円」を「90円」に改め、同表114の項中「5,200円」を「5,150円」に、「350円」を「280円」に改め、同表122の項中「130円」を「110円」に改め、同表139の項中「2,450円」を「2,500円」に、「40円」を「60円」に改め、同表141の項中「2,700円」を「2,650円」に、「260円」を「210円」に改め、同表142の項中「6,450円」を「7,050円」に、「1,500円」を「2,150円」に改め、同表178の項中「5,100円」を「5,050円」に、「260円」を「200円」に改め、

同表198の項中「11,100円」を「7,050円」に、「3,400円」を「2,200円」に改める。

別表第2の1の事項の表30の項を次のように改める。

30 走査電子顕微鏡観察	1 視野 1 件ごとに 9,900円 1 視野増すごとに 1,650円
--------------	--

別表第2の1の事項の表45の項中「8,600円」を「4,950円」に改め、同表47の項中「27,500円」を「10,600円」に改め、同表49の項中「7,350円」を「7,400円」に改め、同表62の項中「3,650円」を「2,450円」に改め、同表64の項中「2,450円」を「1,650円」に改め、別表第2の2の事項の表5の項中「7,700円」を「7,600円」に改め、同表11の項中「4,300円」を「5,350円」に改め、同表17の項中「50,600円」を「51,900円」に改め、同表18の項中「8,650円」を「7,750円」に改め、同表20の項中「10,200円」を「12,300円」に改め、同表21の項中「57,500円」を「56,700円」に改め、同表中33の項を34の項とし、32の項の次に次のように加える。

33 定性元素分析（走査電子顕微鏡法）	1 件ごとに 12,400円
---------------------	----------------

別記第1号様式及び別記第2号様式中「（日本工業規格 A4）」を削る。

第2条 北海道立工業技術センター管理規則の一部を次のように改正する。

別表第1の1の事項の表を次のように改める。

名	称	1台1時間以内の使用に係る使用料	1時間を超える使用のときのその超える1時間ごとの使用料
1	波形発生器	2,650円	150円
2	デジタルマルチメーター	2,500円	30円
3	ICマイクロマシン試作システム	31,800円	3,350円
4	プラズマ焼結機	11,800円	3,750円
5	低温恒温恒湿機	6,150円	1,200円
6	冷熱衝撃試験機	6,150円	1,200円
7	小型万能デジタル測定器	2,750円	290円
8	動ひずみ測定器	2,700円	230円
9	電磁オシログラフ	2,550円	80円
10	雑音許容度試験機	5,150円	210円
11	静電気許容度試験機	5,150円	210円
12	信頼性評価システム	23,400円	1,700円
13	直流校正装置	5,150円	190円
14	スペクトラム・アナライザー	9,050円	320円
15	エレクトロニックカウンター	5,100円	160円

16	精密測定用電源	5,000円	50円
17	オシロスコープ	5,000円	50円
18	ロジックアナライザー	3,050円	550円
19	ネットワーク・アナライザー	3,250円	770円
20	非接触変位計	5,050円	120円
21	高感度カメラ	5,350円	210円
22	多点温度測定装置	2,750円	160円
23	赤外線熱画像装置	2,250円	540円
24	燃焼排ガス分析システム	3,550円	950円
25	軟X線映像装置	22,900円	1,500円
26	超音波探査映像装置	15,700円	2,700円
27	アイマークレコーダー	5,900円	560円
28	構造解析装置	3,050円	1,650円
29	機構解析装置	25,300円	1,550円
30	流体解析装置	4,600円	1,100円
31	高速度ビデオシステム	5,250円	1,700円
32	3次元CAD装置	27,500円	1,500円
33	3次元CGシステム	4,950円	1,200円
34	プリント基板作製装置	10,800円	580円
35	真円度測定機	6,300円	1,250円
36	表面粗さ・輪郭形状測定機	6,350円	820円
37	万能投影機	5,300円	360円
38	測定顕微鏡	6,100円	630円
39	顕微鏡測定データ処理装置	5,250円	150円
40	光マイクロ測定機	5,400円	450円
41	膜厚計	5,600円	640円
42	オートコリメーター	5,100円	130円
43	歯車検査機	5,200円	270円
44	3次元測定機	9,550円	2,650円
45	3次元測定支援装置	6,050円	600円
46	大型3次元測定機	3,800円	760円
47	石定盤	2,600円	100円
48	流速測定装置	16,200円	760円
49	万能金属材料試験機	4,550円	1,900円
50	ロックウェル硬度計	2,650円	100円

51	ブリネル硬さ試験機	2,650円	70円
52	全自動マイクロビッカース硬度計	6,000円	1,050円
53	シャルピー衝撃試験機	5,200円	240円
54	高圧エキス製造装置	2,900円	440円
55	大越式迅速摩耗試験機	8,350円	910円
56	表面性試験機	8,050円	610円
57	走査電子顕微鏡	8,400円	3,450円
58	表面形状測定器	8,850円	1,050円
59	油圧サーボ疲労試験機	12,200円	2,850円
60	サンシャインウェザーメーター	6,350円	1,400円
61	加速度測定装置	6,000円	580円
62	加速度データ処理装置	6,050円	600円
63	振動試験機	7,900円	2,700円
64	裏ごし機	2,650円	160円
65	試料埋込プレス	2,550円	90円
66	放射温度計	2,550円	50円
67	微小硬度計	2,850円	380円
68	くん製製造装置	4,300円	1,850円
69	レーザー回折式粒度分布測定装置	5,200円	240円
70	遠心沈降式粒度分布測定装置	9,950円	50円
71	全自動分極測定装置	5,650円	680円
72	粉体物性測定装置	4,250円	1,150円
73	導電率測定装置	2,850円	350円
74	電磁気特性測定装置	4,000円	980円
75	密度測定装置	10,400円	260円
76	卓上多本架遠心機	5,050円	70円
77	ホモジナイザー	5,050円	110円
78	細菌検査用ホモジナイザー	2,550円	40円
79	エバポレーター	5,050円	80円
80	マグネチックスターラー	4,950円	10円
81	恒温水槽	5,050円	80円
82	脂肪抽出器	5,000円	50円
83	恒温振とう機	5,000円	60円
84	インキュベーター	2,500円	30円
85	水分活性測定装置（露点測定方式）	3,900円	120円

86	コロニーカウンター	4,950円	10円
87	乾熱滅菌器	9,950円	60円
88	超音波洗浄機	5,000円	40円
89	超音波ピペット洗浄機	2,650円	90円
90	粉碎機（振動型）	5,100円	120円
91	粉碎機（回転型）	5,050円	100円
92	超遠心粉碎機	2,550円	60円
93	遊星型ボールミルシステム	2,850円	230円
94	ハンマー式粉碎分級システム	5,550円	590円
95	真空ポンプ	2,500円	20円
96	生物顕微鏡	5,650円	700円
97	マイクロトーム	5,900円	950円
98	冷蔵庫	5,150円	180円
99	恒温器	5,100円	130円
100	電気乾燥器（有効内容積90リットル）	5,050円	80円
101	電気乾燥器（有効内容積150リットル）	5,000円	60円
102	真空乾燥器	5,050円	90円
103	凍結乾燥器	5,250円	290円
104	プレート式凍結真空乾燥機	5,600円	400円
105	熱風乾燥機	2,750円	200円
106	遠赤外線乾燥試験装置	5,850円	900円
107	赤外線水分計	3,800円	50円
108	スプレードライヤー	5,600円	620円
109	小型滅菌器	5,050円	100円
110	高圧滅菌器	6,200円	1,200円
111	マッフル炉	5,050円	120円
112	振とう培養器	5,350円	400円
113	細胞操作装置（遺伝子増幅装置）	5,050円	70円
114	細胞操作装置（遺伝子導入装置）	5,100円	80円
115	細胞操作装置（マイクロプレートリーダー）	2,600円	100円
116	細胞操作装置（細胞融合装置）	5,600円	360円
117	細胞操作装置（炭酸ガスインキュベーター）	2,650円	130円
118	細胞操作装置（グロースキャビネット）	2,700円	170円

ト)		
119	細胞操作装置（落射蛍光装置）	2,700円 200円
120	DNAシーケンサー	56,700円 1,600円
121	ジャーファメンター（大型）	5,700円 770円
122	ジャーファメンター（小型）	5,300円 370円
123	レトルト試験装置	5,550円 570円
124	高温高圧調理殺菌試験機	8,600円 880円
125	高温高圧調理殺菌装置（シャワー式）	6,600円 1,350円
126	高速遠心分離機	5,550円 570円
127	底部排出型遠心分離機	4,650円 730円
128	pHメーター	2,550円 60円
129	味覚分析装置	6,850円 1,900円
130	電子天びん	2,700円 210円
131	アミノ酸自動分析計	7,150円 2,150円
132	臭い識別装置	4,950円 2,500円
133	有機炭素分析計	6,100円 1,150円
134	ケルダールたんぱく質分析装置	8,300円 690円
135	クリープメーター	5,100円 80円
136	バッチ式平膜テスト装置	2,550円 30円
137	薄層流式平膜テスト装置	3,750円 20円
138	乳化かくはん器	2,550円 50円
139	圧力真空斜軸ニーダー	3,250円 750円
140	スライサー	2,800円 210円
141	フードカッター	2,500円 20円
142	バーチカルミキサー	2,600円 130円
143	製菓・製パン用ミキサー	2,550円 50円
144	伸展機	2,650円 140円
145	スキンナー	2,700円 230円
146	いかこがね裂き機	2,650円 80円
147	いか脱皮機	2,750円 280円
148	電化焼機	2,550円 70円
149	スタッパー	1,250円 20円
150	ミートチョッパー	2,500円 10円
151	ホームシーマー	5,100円 120円
152	小型真空包装器	2,700円 230円

153	自動真空ガス包装機	2,650円 100円
154	遠心濃縮機	2,650円 180円
155	遠心式薄膜真空蒸発装置	10,300円 4,100円
156	微量高速冷却遠心機	2,700円 210円
157	超遠心分離機	9,750円 2,150円
158	フラクションコレクター	2,600円 130円
159	マイクロマニピュレーター	5,250円 200円
160	高速液体クロマトグラフ	5,700円 750円
161	有機酸分析システム	8,500円 710円
162	ガスクロマトグラフ	5,350円 420円
163	ガスクロマトグラフ質量分析計	9,350円 3,700円
164	イオンクロマトグラフ	5,900円 920円
165	光イオン化4重極型質量分析計	10,600円 710円
166	質量分析解析システム	1,700円 240円
167	紫外可視分光光度計	5,150円 200円
168	赤外分光光度計	6,000円 1,050円
169	近赤外分光蛍光光度計	5,800円 560円
170	フーリエ変換赤外分光光度計	5,550円 620円
171	分光測色計	4,150円 230円
172	レオメーター	5,350円 370円
173	動的粘弾性測定装置	11,600円 1,350円
174	電気泳動装置	5,200円 250円
175	全自動電気泳動装置	4,000円 200円
176	顕微赤外分光光度計	9,750円 2,300円
177	精密万能試験機	4,050円 1,000円
178	蛍光X線分析装置	8,150円 2,750円
179	真空蒸着装置	2,550円 80円
180	拡大用ビデオカメラ	7,750円 300円
181	イオンコーター	2,500円 50円
182	万能金属顕微鏡	4,550円 590円
183	走査型電子顕微鏡（電界放射型）	8,600円 2,400円
184	偏光顕微鏡	5,400円 450円
185	顕微鏡デジタルカメラ装置	3,950円 130円
186	分光蛍光光度計	5,450円 480円
187	X線回折装置	7,150円 2,200円

188	オージェ電子分光分析装置	16,800円	2,800円
189	ICP質量分析装置	10,500円	4,750円
190	熱分析装置	11,600円	1,550円
191	示差走査熱量測定装置	3,450円	980円
192	安全キャビネット	2,650円	100円
193	形削盤	2,500円	40円
194	平面研削盤	5,750円	530円
195	LC-MS	7,000円	4,500円
196	生化学自動検査装置	2,600円	120円
197	精密切断機	2,850円	350円
198	スパッタ装置	2,500円	1,000円
199	小型温度圧力解析システム	2,900円	420円
200	グローブボックス	1,350円	70円
201	板金加工用セットプレス	3,000円	400円
202	スポット溶接機	2,900円	400円
203	ピーズブラスト	2,550円	40円
204	卓上フライス盤	2,600円	80円
205	パイプねじ切り機	5,000円	20円
206	脱脂用加熱炉	5,800円	830円
207	浸透圧計	2,750円	170円
208	マイクロプレートウォッシャー	5,100円	70円
209	写真作成装置	4,450円	730円
210	光造形システム	21,200円	2,750円
211	真空注型システム	16,100円	760円
212	電波暗室	6,550円	890円
213	その他の機器	1,250円以上56,700円以下の範囲内で知事の定める額	10円以上4,750円以下の範囲内で知事の定める額

別表第1の2の事項の表中「2,550円」を「2,600円」に、「1,600円」を「1,650円」に改める。

別表第2の1の事項の表を次のように改める。

区	分	手	数	料
1	微小変位測定	1	件ごとに	5,350円
2	平行度測定	1	件ごとに	5,100円
3	形状測定	1	件ごとに	9,450円

4	真円度測定	1	件ごとに	9,400円
5	表面粗さ測定	1	件ごとに	9,450円
6	顕微鏡測定	1	件ごとに	6,100円
7	顕微鏡測定データ処理	1	件ごとに	5,250円
8	3次元測定	1	件ごとに	19,100円
9	3次元自由曲面評価	1	断面ごとに	3,050円
10	投影測定	1	件ごとに	7,950円
11	膜厚測定	1	件ごとに	8,400円
12	薄膜測定	1	件ごとに	9,700円
13	騒音測定	1	件ごとに	5,000円
14	変位測定	1	件ごとに	5,050円
15	高回転数測定	1	件ごとに	5,050円
16	多目的物理量測定	1	件ごとに	14,800円
17	赤外線熱画像測定	1	件ごとに	2,700円
18	構造解析	1	件1日につき	45,300円
19	一般強度試験(1件1片)	1	件ごとに	4,800円
20	一般強度試験(1件2片以上5片以下)	1	件ごとに	14,500円
21	実体強度試験	1	件ごとに	6,650円
22	動的粘弾性測定	1	件ごとに	12,500円
23	微小硬さ試験	1	件ごとに	2,650円
24	硬度分布試験	1	件ごとに	5,350円
25	衝撃試験	1	件ごとに	2,600円
26	滑り摩耗試験	1	件ごとに	9,450円
27	走査電子顕微鏡観察	1	視野1件ごとに	10,100円
		1	視野増すごとに	1,700円
28	疲労試験	1	件ごとに	19,500円
29	顕微鏡組織観察	1	視野1件ごとに	4,350円
		1	視野増すごとに	2,900円
30	走査型電子顕微鏡観察(電界放射型)	1	視野1件ごとに	15,900円
		1	視野増すごとに	4,300円
31	偏光顕微鏡観察	1	件ごとに	5,900円
32	写真作成	1	件ごとに	2,850円
33	拡大ビデオ撮影	1	件ごとに	7,950円
34	超音波映像試験	1	件ごとに	36,400円
35	軟X線映像観察	1	件ごとに	38,700円

36	耐候性試験	1件ごとに 12,700円
37	振動試験	1件ごとに 19,000円
38	ふるい分け試験	1件ごとに 2,500円
39	粉体物性測定	1件ごとに 3,600円
40	レーザー回折式粒度分布測定	1件ごとに 5,800円
41	遠心沈降式粒度分布測定	1件ごとに 11,200円
42	めっき付着量測定	1件ごとに 5,050円
43	分極測定試験	1件ごとに 18,500円
44	X線回折	1件ごとに 10,800円
45	腐食試験	1件ごとに 6,000円
46	比重測定	1件ごとに 7,550円
47	密度測定	1件ごとに 10,900円
48	周波数分布状況測定	1件ごとに 9,350円
49	電磁気特性測定	1件ごとに 4,000円
50	熱衝撃試験	1件ごとに 12,300円
51	恒温恒湿試験	1件ごとに 12,300円
52	分光色彩測定	1件ごとに 2,700円
53	雑音許容度試験	1条件1件ごとに 5,150円
54	静電気許容度試験	1条件1件ごとに 5,150円
55	E M S 試験	1条件1件ごとに 42,700円
56	パルス・ジッター測定	1件ごとに 5,100円
57	細菌数測定（微生物検査）	1件ごとに 8,500円
58	水分活性測定	1件ごとに 2,600円
59	p H測定	1件ごとに 2,500円
60	浸透圧測定	1件ごとに 3,850円
61	その他の試験	1件ごとに 1,700円以上45,300円以下の範囲内で知事の定める額

別表第2の2の事項の表を次のように改める。

区 分	手 数 料
1	一般成分分析 1件1成分ごとに 5,250円
2	赤外分光分析 1件ごとに 8,950円
3	近赤外分光蛍光分析 1件ごとに 5,800円
4	フーリエ変換赤外分光分析 1件ごとに 8,050円
5	紫外可視分光分析 1件ごとに 7,750円

6	ガスクロマトグラフ分析	1件ごとに 8,050円
7	液体クロマトグラフ分析	1件ごとに 8,550円
8	ガスクロマトグラフ質量分析	1件ごとに 21,200円
9	定性元素分析	1件ごとに 9,400円
10	食品成分簡易分析	1件ごとに 3,950円
11	水分分析	1件ごとに 5,450円
12	脂質分析	1件ごとに 8,250円
13	たんぱく質分析	1件ごとに 8,300円
14	たんぱく質分析（電気泳動法）	1件ごとに 17,000円
15	窒素・たんぱく質量分析	1件ごとに 9,600円
16	繊維分析	1件ごとに 8,400円
17	食物繊維分析	1件ごとに 52,800円
18	灰分分析	1件ごとに 7,900円
19	食品重金属分析	1件ごとに 13,900円
20	アミノ酸分析	1件ごとに 12,500円
21	塩酸水解アミノ酸分析	1件ごとに 57,800円
22	有機酸分析	1件ごとに 10,200円
23	ビタミン類分析	1件ごとに 8,800円
24	微量成分分析	1件ごとに 9,600円
25	質量分析	1件ごとに 17,300円
26	質量分析解析	1件ごとに 4,750円
27	蛍光分光分析	1件ごとに 7,650円
28	熱分析	1件ごとに 15,000円
29	オージェ電子分光分析	1件ごとに 25,600円
30	材料成分分析	1件ごとに 6,500円
31	顕微赤外分光分析	1件ごとに 10,900円
32	液体クロマトグラフ質量分析	1件ごとに 18,900円
33	定性元素分析（走査電子顕微鏡法）	1件ごとに 12,600円
34	その他の分析	1件ごとに 3,950円以上57,800円以下の範囲内で知事の定める額

別表第2の3の事項中「580円」を「590円」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条及び次項から附則第4項までの規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 前項ただし書に規定する規定の施行の日(以下「施行日」という。)前に使用の承認の申請がされた施行日以後の北海道立工業技術センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 施行日前に申込みがされた試験及び分析に係る手数料の額については、なお従前の例による。
- 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に第1条の規定による改正前の北海道立工業技術センター管理規則別記第1号様式及び別記第2号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、同条の規定による改正後の北海道立工業技術センター管理規則別記第1号様式及び別記第2号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第26号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則(昭和44年北海道規則第93号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「年0.7パーセント」を「年0.8パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成31年2月21日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第27号

北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則の一部を改正する規則

北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則(平成8年北海道規則第98号)の一部を次のように改正する。

第3条中「漁業を営む」を削り、同条第1号から第4号までの規定中「同じ。」を「同じ。)を営む者」に改め、同条第5号中「掲げる」を「規定する」に、「同じ。)を「同

じ。)を営む者」に改め、同条第6号及び第7号中「同じ。)を「同じ。)を営む者」に改め、同条第8号中「掲げる」を「規定する」に、「同じ。)を「同じ。)を営む者」に改め、同条第9号及び第10号中「同じ。)を「同じ。)を営む者」に改め、同条第11号中「掲げる」を「規定する」に、「同じ。)を「同じ。)を営む者」に改め、同条第19号中「掲げる」を「規定する」に、「同じ。)を「同じ。)を営む者」に改め、同条第20号とし、同条第18号中「掲げる」を「規定する」に、「同じ。)を「同じ。)を営む者」に改め、同条第19号とし、同条第17号中「同じ。)を「同じ。)を営む者」に改め、同条第18号とし、同条第16号中「掲げる」を「規定する」に、「同じ。)を「同じ。)を営む者」に改め、同条第17号とし、同条第15号中「同じ。)を「同じ。)を営む者」に改め、同条第16号とし、同条第14号中「同じ。)を「同じ。)を営む者」に改め、同条第15号とし、同条第13号中「掲げる」を「規定する」に、「同じ。)を「同じ。)を営む者」に改め、同条第14号とし、同条第12号中「掲げる漁業」を「規定する漁業及び前号に規定する採捕」に、「同じ。)を「同じ。)を営む者」に改め、同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

- まいわし火光を利用する敷き網試験操業(海洋生物資源の試験研究のために行う採捕(漁業調整規則第45条第1項の許可に係るものに限る。)のうち、漁業調整規則第5条第2号ハに掲げる漁業によるもので、まいわしを対象とするものをいう。以下同じ。)を行う者

第5条第1項中「7月1日」を「6月1日」に改め、「及び翌年6月1日から6月30日まで」を削り、「別記様式による書面を」を「報告書を書面により」に改め、同条第2項中「別記様式による書面を」を「報告書を書面により」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の報告書の様式は、知事が別に定める。

附則第2項中「第3条及び第4条」を「第4条及び第5条」に改める。

別表1の項中「7月1日から翌年6月30日まで」を「4月1日から翌年3月31日まで」に

改め、同表4の項中「

定置網漁業

」を「

定置網漁業
まいわし火光を利用する敷き網試験操業

」に改める。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

北海道職員の給与に関する条例附則第47項第1号及び第48項の規則で定める管理職員を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第28号

北海道職員の給与に関する条例附則第47項第1号及び第48項の規則で定める管理職員を定める規則を廃止する規則

北海道職員の給与に関する条例附則第47項第1号及び第48項の規則で定める管理職員を定める規則（平成30年北海道規則第8号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

北海道地方警察職員の給与に関する条例附則第47項第1号及び第48項の規則で定める管理職員を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第29号

北海道地方警察職員の給与に関する条例附則第47項第1号及び第48項の規則で定める管理職員を定める規則を廃止する規則

北海道地方警察職員の給与に関する条例附則第47項第1号及び第48項の規則で定める管理職員を定める規則（平成30年北海道規則第12号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。
